

令和5年度第2回埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
次 第

日 時 令和6年1月26日（金）

午前9時30分 開会

場 所 宮代町コミュニティセンター進修館  
小ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 報告事項

①軽微な事項の変更届申請状況について 資料1

②令和5年度上半期実績報告について 資料2

4 そ の 他

・令和5年度の制度改正等について 資料3

5 閉 会

## 軽微な事項の変更届申請状況一覧

下記のとおり、埼玉県埼玉北地区福祉有償運送市町共同運営協議会管内登録団体より軽微な事項の変更届がありましたので報告いたします。

No.	名称	変更内容	変更内容の詳細		申請日	備考
			変更後	変更前		
1	社会福祉法人 たいむ共生会	ア ◎使用車両の変更 2台増 1台入れ替え	◎車両合計33台 ・持込車両セダン等18台(うち軽10台)	◎車両合計31台 ・持込車両セダン等16台(うち軽9台)	R5.7.28	
			◎運転者の変更 3名増	◎運転者合計51名		
		イ ◎旅客名簿の変更 3名増 2名減	◎旅客者合計154名	◎旅客者合計153名	R5.10.1	
		ウ ◎運転者の変更 1名増	◎運転者合計52名	◎運転者合計51名	R5.11.13	
2	社会福祉法人 誠会	エ ◎旅客名簿の変更 6名増	◎旅客者合計32名	◎旅客者合計26名	R5.10.1	窓口市町 久喜市
		◎運転者の変更 1名減	◎運転者合計16名	◎運転者合計17名		
3	一般社団法人 あかり	オ ◎旅客名簿の変更 15名増 1名減	◎旅客者合計175名 ※埼玉北地区140名	◎旅客者合計161名	R5.10.1	
		◎運転者の変更 1名増 3名減	◎運転者合計105名	◎運転者合計107名		
4	社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会	カ ◎運行管理の体制等を 記載した書類の変更	◎運行管理の責任者 変更		R5.9.29	
			◎運行管理の責任者の代行者 変更			
		◎整備管理の責任者 変更				
		キ ◎旅客名簿の変更 1名減	◎旅客者合計57名	◎旅客者合計58名	R5.10.10	
		◎運転者の変更 2名減	◎運転者合計28名	◎運転者合計30名		

No.	名称	変更内容	変更内容の詳細		申請日	備考
			変更後	変更前		
5	特定非営利活動法人 白岡町地域支援いちょうの木	ケ ◎旅客名簿の変更 2名減	◎旅客者合計0名	◎旅客者合計2名	R5.10.17	窓口市町 白岡市
6	特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ	コ ◎旅客名簿の変更 7名増	◎旅客者合計198名	◎旅客者合計191名	R5.9.30	窓口市町 宮代町
		サ ◎運転者の変更 1名減、5名増 ◎使用車両の入替 1台入替え	◎運転者合計26名	◎運転者合計22名	R5.10.3	
			◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽5台)	◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽5台)		
		シ ◎運転者の変更 1名増 ◎使用車両の変更 2台入替え	◎運転者合計27名	◎運転者合計26名	R5.11.20	
			◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽5台)	◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽5台)		
ス ◎運転者の変更 1名減、1名増 ◎使用車両の変更 1台入替え	◎運転者合計27名	◎運転者合計27名	R5.12.1			
	◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽4台)	◎車両合計15台 ・持込車両セダン等10台(うち軽5台)				
7	特定非営利活動法人 すずらん	セ ◎使用車両の変更 1台増	◎車両合計3台 ・所有車両車いす車1台(うち軽1台)	◎車両合計2台	R5.11.29	
8	社会福祉法人 元気村	ソ ◎旅客名簿の変更 1名減	◎旅客者合計5名	◎旅客者合計6名	R5.9.30	窓口市町 久喜市
		◎運転者の変更 2名増	◎運転者合計2名	◎運転者合計4名		

令和5年度上半期実績報告

No.	法人名	No.	運送の区域	車両数	会員数	運行状況			交通事故 件数	苦情対応 件数	運転者数	登録年月日 ／ 有効期限
						走行キロ	運送回数	運送収入 (千円)				
1	たいむ共生会	R4下	久喜市・白岡市・杉戸町・幸手市	31	117	27,276	2,886	4,761	0	0	48	R2.3.27
		R5上		33	119	25,581	2,950	4,644	0	0	51	R7.3.26
2	社会福祉法人 誠会	R4下	久喜市・幸手市・杉戸町	/	/	/	/	/	/	/	/	R5.2.3
		R5上		19	32	3,159.0	365	818	0	0	16	R7.2.2
3	あかり	R4下	久喜市・杉戸町・宮代町・幸手市・ 白岡市	26	131	18,152	2,943	1,486	0	0	98	H26.4.1
		R5上		26	140	24,630	3,284	1,661	0	0	105	R7.3.31
4	久喜市社会福祉協議会	R4下	久喜市	8	58	143.0	22	19.6	0	0	31	H18.5.15
		R5上		8	57	172.6	30	24.6	0	0	28	R8.5.14
5	白岡町地域支援いちょうの木	R4下	白岡市	2	2	48	16	9	0	0	2	H23.4.25
		R5上		2	0	0	0	0	0	0	2	R7.4.24
6	きらりびとみやしろ	R4下	宮代町・杉戸町・幸手市・久喜市	15	191	9,455	1,580	1,527	0	0	22	H18.4.26
		R5上		15	198	8,418	1,462	1,371	0	0	22	R8.4.25
7	すずらん	R4下	久喜市・加須市	2	0	104	13	23	0	0	2	R3.6.4
		R5上		3	0	96	12	21	0	0	2	R8.6.3
8	社会福祉法人 元気村	R4下	久喜市	3	8	60	10	9	0	0	2	R3.10.14
		R5上		3	5	49	10	7	0	0	4	R8.10.13
9	一般社団法人市一舎 障がい福祉じゅれー	R4下	宮代町・久喜市・杉戸町・白岡市・ 幸手市	1	11	0	0	0	0	0	2	R4.10.4
		R5上		1	11	0	0	0	0	0	1	R6.10.3

令和5年度上半期実績報告(補足資料)

※データは、新規・更新登録から令和5年度上半期実績報告までの最新数値

No.	法人名	旅客の範囲								自動車の保有					運行管理責任者		運転者の人数			
		全体	身障 (重複)	精神 (重複)	知的 (重複)	要介護 (重複)	要支援 (重複)	基本 チェック リスト (重複)	その他 (重複)	全体 (軽)	現台車 (軽)	車椅子車 (軽)	兼用車 (軽)	回転 シート車 (軽)	セグン等 (軽)	配置人数 (有資格者数)	必 要 有資格者	全体 (二種)	福祉車両 (二種)	セグン (二種)
1	たいむ共生会	119	34	5	79	0	0	0	1	33 (21)	0	2 (2)	0	0	31 (19)	2 (2)	2	51 (2)		51 (2)
2	社会福祉法人 誠会	32	5	3	10	0	0	0	14	19 (6)	0	1	0	2	16 (6)	1	1	16 (1)		16 (1)
3	あかり	140	15	0	125	0	0	0	0	26 (11)	0	3 (1)	0	0	23 (10)	2	2	105 (1)		105 (1)
4	久喜市社会福祉協議会	57	18	0	1	31	5	0	2	8 (3)	0	4 (3)	2	2	0	1	1	28 (2)		28 (2)
5	白岡町地域支援いちよの木	0	0	0	0	0	0	0	0	2 (2)	0	1 (1)	0	0	1 (1)	1	0	2 (0)		2 (0)
6	きらりびとみやしろ	198	24	0	8	94	71	0	1	15 (7)	0	3 (2)	2	0	10 (5)	1 (1)	1	22 (2)		22 (2)
7	すずらん	0	0	0	0	0	0	0	0	3 (2)	0	1 (1)	0	0	2 (1)	1	0	2 (0)		2 (0)
8	元気村	5	0	0	0	5	0	0	0	3 (3)	0	3 (3)	0	0	0	1	0	4 (0)		4 (0)
9	一般社団法人市一舎障がい福祉じゅれー	11	0	0	11	0	0	0	0	1 (1)	0	0 (1)	1	0	0	1	0	1 (0)		1 (0)

旅客の名簿

運送を必要とする理由

重複なし	2つ重複	3つ重複	4つ重複	5つ重複	6つ重複	7つ重複
119						
32						
140						
57						
0						
198						
0						
5						
11						

運転者の人数→福祉車両しか運転できない人数

令和 5 年度の制度改正等について

- 1 運転者証の廃止と自動車登録番号の表示
- 2 福祉有償運送の対価の参考値の変更
- 3 更新申請時の添付書類の省略

事 務 連 絡  
令和5年10月12日

福祉有償運送事業者各位

埼玉県埼玉葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
事務局 宮代町福祉課長

### 道路運送法施行規則等の一部改正について

本協議会の運営にあたり、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、道路運送法施行規則及び自家用有償旅客運送に係る運用上の留意事項等について（技術的助言）が変更されましたので、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 改正の概要

自家用有償旅客運送自動車内における運転者の氏名の掲示を廃止し、自動車登録番号の表示に変更するとともに、NPO法人等に作成が義務付けられていた運転者証が廃止されました。

なお、自動車登録番号の表示義務については、経過措置を設けており、当面の間、自動車登録番号又は運転者の氏名を表示することが可能とされています。

##### 2 経過措置期間中の対応

埼玉県の参考様式第ト号が改正されるまでの間は、現行の参考様式第ト号の使用又は、道路運送法施行規則第51条の28の規定に基づく表示をしていただきますようお願いいたします。

#### 【事務局】

宮代町福祉課

福祉支援担当 小林、平向

電 話：0480-34-1111（内線328）

F A X：0480-34-3396

Email:fukushi@town.miyashiro.saitama.jp



令和5年8月1日  
自動車局旅客課

バス、タクシーなどの車内における乗務員等の氏名表示がなくなります！

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い、バス・タクシー・自家用有償旅客運送において、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務を廃止します。引き続き旅客の利便の確保を図りつつ、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備を促進します。

## 1. 改正概要

〈旅客自動車運送事業運輸規則関係〉

- ・バス、タクシー内における乗務員等の氏名の掲示を廃止します。
- ・バス・タクシー事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に選任する特定自動運行保安員については、作成が義務付けられていた保安員証を廃止し、特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととします。

〈タクシー業務適正化特別措置法施行規則関係〉

- ・タクシーの運転者証等の様式を別紙のように変更し、利用者に表示する面から、氏名、顔写真、運転免許証の有効期限を削除します。なお、引き続き運転者証等としての機能を保持するよう、氏名等については利用者から見えない面に記載します。新しい運転者証等への更新については、経過措置を設けております。

〈道路運送法施行規則関係〉

- ・自家用有償旅客運送自動車内における運転者の氏名の掲示を廃止し、自動車登録番号の表示に変更するとともに、NPO法人等に作成が義務付けられていた運転者証を廃止します。なお、自動車登録番号の表示義務については、経過措置を設けております。
- ・自家用有償旅客運送者が自動運転車を用いて旅客の運送を行う場合に選任する特定自動運行保安員について、氏名の掲示及びNPO法人等に作成が義務付けられていた保安員証を廃止し、特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととします。

## 2. スケジュール

**公布・施行**：令和5年8月 1 日

〈お問い合わせ先〉

自動車局旅客課 水田・遠藤  
TEL：(03)5253-8111 (内線 41255)  
(03)5253-8569 (直通)

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 2 月 1 日

福祉有償運送事業者各位

埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会  
事務局 宮代町福祉課長

### 福祉有償運送の対価の参考値の変更について

本協議会の運営にあたり、日ごろから格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 1 月 2 0 日から埼玉県 A 地区（久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町が含まれる区域）のタクシー運賃が改定され、それに伴い福祉有償運送の対価の参考値も変更となりました。

つきましては、変更後の福祉有償運送の対価の参考資料を送付いたしますので、今後の事務の参考にしていただきますようお願いいたします。

#### 【事務局】

宮代町福祉課

福祉支援担当 小林、平向

電 話：0480-34-1111（内線 328）

F A X：0480-34-3396

Email:fukushi@town.miyashiro.saitama.jp

【参考】 運送の対価に関する申請書におけるタクシー料金との比較

## 【 埼玉県 A 地区運賃 】

< 普通車・上限 : 令和5年11月20日～ 適用 >

### 1 距離制

乗車距離	申請額	タクシー料金の 2分の1	タクシー料金
1 kmまで		223	446
3 km		669	1,338
5 km		1,115	2,230
10 km		2,230	4,460

普通車・上限運賃は初乗り運賃 1.121km で 500 円

$500 \text{ (円)} \div 1.121 \text{ (km)} = 446.03033\dots$

1kmあたり 446 円

### 2 時間制

乗車時間	申請額	タクシー料金の 2分の1	タクシー料金
30分以内		1,825	3,650
1時間		3,650	7,300
2時間		7,300	14,600
3時間		10,950	21,900

## 埼玉県A地区 自動認可運賃・料金表

### 1. 特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.121km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	570 円	207 m	100 円	1 分 15 秒 100 円	A (上限運賃)	4,060 円	30 分 4,060 円
B 運賃	560 円	211 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	B 運賃	3,990 円	30 分 3,990 円
C 運賃	550 円	215 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	C 運賃	3,920 円	30 分 3,920 円
D 運賃	540 円	219 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	D 運賃	3,850 円	30 分 3,850 円
下限運賃	530 円	223 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	下限運賃	3,780 円	30 分 3,780 円

### 2. 大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.121km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	530 円	223 m	100 円	1 分 20 秒 100 円	A (上限運賃)	3,860 円	30 分 3,860 円
B 運賃	520 円	227 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	B 運賃	3,790 円	30 分 3,790 円
C 運賃	510 円	232 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	C 運賃	3,710 円	30 分 3,710 円
下限運賃	500 円	236 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	下限運賃	3,640 円	30 分 3,640 円

### 3. 普通車

	距離制運賃			時間距離併用制	時間制運賃		
	初乗運賃 1.121km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃	
A (上限運賃)	500 円	236 m	100 円	1 分 25 秒 100 円	A (上限運賃)	3,650 円	30 分 3,650 円
B 運賃	490 円	241 m	100 円	1 分 30 秒 100 円	B 運賃	3,580 円	30 分 3,580 円
C 運賃	480 円	246 m	100 円	1 分 30 秒 100 円	C 運賃	3,500 円	30 分 3,500 円
下限運賃	470 円	251 m	100 円	1 分 30 秒 100 円	下限運賃	3,430 円	30 分 3,430 円

○更新申請時の添付書類の省略（道路運送法施行規則第51条の10）

更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

## 昭和二十六年運輸省令第七十五号 道路運送法施行規則

### 第四章 自家用自動車の使用

#### （申請書に添付する書類）

**第五十一条の三** 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図
  - イ 路線
  - ロ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項
- 三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）
- 五 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 七 福祉自動車（第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿
- 十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

**十四** 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類